○　金融商品取引法施行令第一条の十七の二の規定に基づき金融庁長官が指定する商品を定める件（令和元年金融庁告示第十号）

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正前	改正後
［一～四　同上］ ［号を加える。］ ［号を加える。］ 五～十　［同上］	［一～四　略］ 五　ガソリン 六　軽油 七～十二　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。